

平成18年11月1日

**情報公開制度とは ……**

情報公開制度とは、町が持っているさまざまな情報を、必要な時に見ることができる制度です。町民の皆さんに「知る権利」を保障し、行政情報をより一層公開し共有することにより、行政との信頼関係を深め開かれた町政を進めていくための制度です。

**公開を請求できる行政文書は ……**

公開請求の対象となる行政文書は職員が職務上作成したり取得した文書、図画、電磁的記録等で、組織的に用いているものです。ただし、町の情報の中でも、個人の情報や法人などの利益を守り、また町の事務事業を適正に実施するため、例外として公開できない情報があります。

**公開できない情報は ……**

- ◆個人に関する情報で、情報に含まれている記述等により特定の個人を識別できるもの
- ◆法人等の情報で、公開することにより、正当な利益を害するおそれがあるもの
- ◆公開することにより、町民の安全に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ◆町、県等との審議、検討中のため、公開することで中立性が不当に損なわれるおそれがあるものや、町民に混乱を生じさせるおそれのあるもの
- ◆検査や試験など、町が行っている事務事業で公開することにより、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ◆法律などで公開できないと定められているもの

**開示請求できる人は ……**

- ◆町内に住所がある方
- ◆町内に事務所または事業所がある個人、法人
- ◆町内にある事務所または事業所に勤めている人
- ◆町の事務事業に利害関係のある人

**公開請求の手続きは ……**

行政文書の公開請求をする場合は、所定の請求書に、住所、氏名、公開を受けようとする行政文書の内容など必要事項を記入して、総務課に提出してください。

電話や口頭による請求は認められません。

公開できるかどうかは、請求書が提出された日から起算して、15日以内に決定し、文書で通知します。なお、事務処理上困難な場合は期間を延長することがあります。

公開、非公開の決定に対し、不服がある場合は、町に対し不服申立てができます。申し立てがあれば学識経験者などで構成する情報公開審査会で町の判断が正しいかどうかを審査します。町はこの審査結果を調査し、再度、公開・一部公開・非公開を決定します。

**行政文書の公開の方法は ……**

行政文書等の公開は行政文書公開決定通知書でお知らせした日時・場所で公開します。閲覧するだけでしたら手数料は無料ですが、写しの交付を受ける場合は、1枚につき20円が必要です。

**平成17年度 情報公開制度の運用状況**

情報公開 請求件数	処理状況				不服申立て
	公開	一部公開	非公開		
			非公開文書	文書不存在	
2件	0件	1件	0件	1件	0件

**情報公開条例についてのお問い合わせは ……**

【宇多津町役場総務課 電話 49-0511】